

平成 1 6 年度
作田川・真亀川流域懇談会

真亀川流域懇談会規約改正(案)

平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日
作田川・真亀川流域懇談会事務局

真亀川流域懇談会規約

(名称)

第1条 本会は、真亀川流域懇談会(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第16条の2の趣旨に基づき、地域の意見を反映した真亀川河川整備計画を策定するにあたり、地域住民、河川利用者、地元自治体が一同に会して、情報共有、意見交換を行い、当該計画の策定に資すること、並びに河川事業の適正な施行等に資することを目的とする。

(懇談会及び座長の職務)

第3条 懇談会は、別表1に掲げる学識経験者、地元代表者、河川利用者、流域内市町の長から構成される委員をもって組織する。

2 懇談会には、別途、別表2に掲げる特定の専門分野の学識経験者からなる専門委員を置くものとし、必要に応じ懇談会への参加を求めることができる。

3 懇談会は、1項、2項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聞くことができる。

4 委員は、千葉県知事が委嘱する。

5 懇談会には座長を置き、学識経験者がその職務を行う。

6 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。

7 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

(懇談会の招集)

第4条 懇談会は、千葉県知事を代行し、千葉県山武地域整備センター所長が招集する。

(ワーキンググループ)

第5条 懇談会の円滑な運営を図るためワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、別表3に掲げる者をもって組織する。

3 ワーキンググループは、河川管理者が実施する住民アンケートや資料公開等に対し、必要な措置を講ずる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局を千葉県県土整備部に置く。

2 事務局の幹事として、千葉県山武地域整備センターが、懇談会の運営を行う。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は懇談会が定める。

(附則)

この規約は、平成13年11月13日から施行する。
平成15年7月3日一部改正)

改正後の規約は、平成16年 月 日(懇談会承認日)から施行する。

別表 3

真亀川流域懇談会ワーキンググループ

(平成16年7月)現在

幹事長	千葉県山武地域整備センター 次長(調整)
ワーキンググループ	両総土地改良区東金出張所長
〃	両総土地改良区真亀川運営協議会会長
〃	東金市建設部土木課長
〃	八街市建設部道路管理課長
〃	大網白里町建設課長
〃	九十九里町建設課長
〃	山武町建設課長
〃	千葉県県土整備部河川計画課企画調整室長
〃	〃 事業計画室長
〃	千葉県印旛地域整備センター調整課長
〃	千葉県山武地域整備センター 次長(事業)
事務局	千葉県山武地域整備センター 調整課
〃	〃 建設課

別表 1

真亀川流域懇談会

(平成16年7月)現在

座長	高橋 彌 ^{わたる}	学識経験者(河川・環境)	千葉工業大学 非常勤教授
委員	吉井 勝	河川利用者	両総土地改良区 副理事長
"	武藤 源典	河川利用者	両総土地改良区 中部支部委員長
"	植松 松衛	地元代表(東金市)	
"	市東 一美	地元代表(大網白里町)	
"	町山 清	地元代表(九十九里町)	
"	志賀 直温	東金市長	
"	長谷川 健一	八街市長	
"	堀内 慶三	大網白里町長	
"	川島 伸也	九十九里町長	
"	松下 浩明	山武町長	
事務局	市川 慎一	千葉県県土整備部河川計画課長	
"	松田 正彦	千葉県印旛地域整備センター所長	
"	早川 地昭	千葉県山武地域整備センター所長	幹事

別表 2

真亀川流域懇談会専門委員

(平成16年7月)現在

専門委員	高橋 彌	学識経験者(河川・環境)	千葉工業大学 非常勤教授
"	大場 達之	学識経験者(環境・文化財)	千葉県立中央博物館 客員研究員
"	みえだ 三枝 昭三	学識経験者(農業水利)	元農業大学校長